

産業廃棄物の 適正処理を 目指して

人と環境に
やさしい
未来を

ひとりひとりの心がけで
変えられることがきっとある



廃棄物に携わる事業者のみなさまへ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として制定されています。国では、廃棄物処理法改正による規制強化等に加え、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の制定等を進めており、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行による循環型社会の形成を推進しています。

※ 循環経済：従来の3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）の取組みに加え、資源投入量を抑えつつ製品の長寿命化やサービス化を通じて新たな付加価値を生み出し、資源を効率的・循環的に活用する経済システム

廃棄物の適正処理を確保しつつ、着実に循環型社会の構築を図るためには、排出事業者と処理業者がそれぞれの責務と役割を正しく認識することが重要です。産業廃棄物の性状を正確に把握することはもとより、これらの産業廃棄物がどのような経路で収集、運搬され、どのような方法で処理、処分されるかといった一連の流れを常に管理しておくことが必要です。

このパンフレットは、廃棄物処理法等の規定のうち、廃棄物の種類や処理の流れ、委託契約書や産業廃棄物の管理伝票であるマニフェストの使用方法など、排出事業者となる皆さんに必ず理解していただきたい基本的な事項についてとりまとめています。また、排出事業者の方だけでなく、処理業者の方々にも産業廃棄物の適正処理について理解を深めていただくためにも活用できるものと考えております。法令遵守はもちろんのこと、より一層の廃棄物減量化及び再生利用等に取り組まれますことを期待しています。（令和8年10月刊行）

目 次

廃棄物とは	1
産業廃棄物の処理の流れ	6
産業廃棄物収集運搬車への表示等	10
産業廃棄物の処理の委託	12
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付	16
電子マニフェスト	20
電子マニフェストの使用義務化について	21
帳簿の記載	22
優良産廃処理業者認定制度	25
廃棄物の投棄、野外焼却の禁止	27
PCB廃棄物の処理方法について	28
水銀廃棄物の適正処理について	30
スクラップヤードへの規制強化について	31
罰則	32
産業廃棄物 Q&A	35

【根拠条項記載箇所における法令の略称】

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 : 施行令
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 : 施行規則

廃棄物とは

廃棄物は、私たち一人一人の活動によって排出されるので、大企業や工場だけでなくすべての事業所の活動に関係があります。また廃棄物の種類や処理方法も多様になっています。

廃棄物の適正処理をすすめるためには、まずその廃棄物がどのようなものなのかその種類について正確に知っている必要があります。

そこで廃棄物処理法では、「産業廃棄物」というものをまず種類別に分類し、それ以外の廃棄物を「一般廃棄物」として定義しています。

1 産業廃棄物

次の20種類に分類されます。



◎あらゆる業種から排出されるもの

産業廃棄物種類	内 容	例
(1) 燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰、焼却灰、すす、廃カーボン類、廃活性炭等
(2) 汚 泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	有機性汚泥 製紙スラッジ、下水汚泥、消化汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、糊かす等
		無機性汚泥 浄水場沈殿汚泥、中和沈殿汚泥、凝集沈殿汚泥、めっき汚泥、碎石スラッジ、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、ガラス・タイル研磨かす、スケール、スライム残さ、赤泥、建設汚泥等
(3) 廃 油	鉱物性油及び動植物性油脂にかかるすべての廃油	潤滑油系廃油（スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等）、切削油系廃油（水溶性、不水溶性）、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油（灯油、軽油、重油等）、動植物油系廃油（魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等）、廃溶剤類（シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アルコール等）、廃可塑剤類（脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等）、消泡用油剤、タールピッチ類（タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等）、廃ワニス、クレオソート廃液、硫酸ピッチ（廃油と廃酸の混合物）、油性スカム・洗車スラッジ（廃油と汚泥の混合物）等

産業廃棄物種類	内 容	例
(4) 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液 (中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取り扱う)	無機廃酸(硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等)、有機廃酸(ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等)、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液、写真漂白廃液、炭酸飲料水、ビール等
(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液 (中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取り扱う)	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、写真現像廃液、苛性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、ケイ酸ソーダ廃液、苛性カリ廃液等
(6) 廃プラスチック類	合成高分子化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール(発泡スチロールを含む)、廃タイヤ、廃ベークライト(プリント基盤等)、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材(タイル、断熱材、合成木材、防音材等)、合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む。)、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす、合成ゴムくず等
(7) ゴムくず	天然ゴムくず (合成ゴムは廃プラスチック類)	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず(廃タイヤは合成ゴムのため廃プラスチック類)、エボナイトくず等
(8) 金属くず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、半田かす、溶接かす等
(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリートくずについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く	廃ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
(10) 鉍さい		高炉、平炉、転炉、電気炉からの残さい(スラグ)、キューボラ溶鉍炉のノロ、ボタ、不良石炭、粉炭かす、鉍じん、鋳物廃砂等
(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
(12) ばいじん	ばい煙発生施設・焼却施設の集じん施設で集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等

◎業種が限定されるもの（業種指定外から排出されるものは一般廃棄物）

産業廃棄物種類	内 容	例
(13) 紙くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの ③ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの ④ 製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤ PCBが塗布され、又は染みこんだもの	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等
(14) 木くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② 木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの ③ パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ④ 輸入木材の卸売業に係るもの ⑤ 物品賃貸業に係るもの ⑥ 貨物の流通のために使用したパレットに係るもの ⑦ PCBが染み込んだもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む。）、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板さけ、廃チップ、リース業に係る木製家具、木製パレット等
(15) 繊維くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） ③ PCBが染み込んだもの	畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
(16) 動植物性残さ	食品品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物）	動物性残さ 魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら等 植物性残さ ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、あめかす、のりかす、でんぶんかす、豆腐かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、油かす等
(17) 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
(18) 動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
(19) 動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体

◎その他

産業廃棄物種類	内 容	例
(20) 13号廃棄物（施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物）	上記（1）～（19）の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、（1）～（19）に該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固形化物 焼却灰の溶融固形化物

2 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものが「特別管理産業廃棄物」として定められています。

種 類		例
廃	油	揮発油類、灯油類、軽油類等でおおむね引火点70℃未満のもの
廃	酸	pH2.0以下の酸性廃液
廃	アルカリ	pH12.5以上のアルカリ廃液
感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される使用済の注射針など感染性病原体を含むか、もしくは付着している産業廃棄物、またはそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃 P C B 等	廃 P C B、P C Bを含む廃油
	P C B 汚染物	P C B が塗布されたり、染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず P C B が付着もしくは封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類
	P C B 処理物	廃 P C B 等又は P C B 汚染物を処分するために処理したもので、施行規則で定める基準に適合しないもの
	廃 水 銀 等	①次の a から q の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く） a 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設 b 水銀使用製品の製造の用に供する施設 c 灯台の回転装置が備え付けられた施設 d 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設 e 国又は地方公共団体の試験研究機関 f 大学及びその附属試験研究機関 g 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 h 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 i 保健所 j 検疫所 k 動物検疫所 l 植物防疫所 m 家畜保健衛生所 n 検査業に属する施設 o 商品検査業に属する施設 p 臨床検査業に属する施設 q 犯罪鑑識施設 ②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀（水銀若しくはその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥等の産業廃棄物又は水銀使用製品が廃棄物となったものから廃棄物処理施設等で回収した廃水銀）
	廃水銀等を処分するために処理したもの	上記①又は②に該当する廃水銀等を処分するために処理したものであって、施行規則で定める基準（水銀の精錬設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること）に適合しないもの
	廃 石 綿 等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材、石綿が飛散するおそれのある断熱材及び耐火被膜材やその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を基準値以上含んでいる燃え殻*、汚泥*、廃油*、廃酸*、廃アルカリ*、銹さい、ばいじん*など（*印：排出源が限定されている。）

（参照：施行令第2条の4）

産廃の定義は、排出者に業種指定があるので、理解するのに苦労するよ。
全く同じ性状のもので一廃になったり産廃になったり……



“産業廃棄物でなければ一般廃棄物”

特定有害産業廃棄物の判断基準

検定方法（濃度）		溶出試験（mg/L）			含有量試験（mg/L）	
産業廃棄物 有害物質		燃 え 殻 ば い じ ん 鉍 さ い	汚 泥	特定有害産業廃棄物を処分するために 処理したもの	廃酸、廃アルカリ	
				廃酸、廃アルカリ 以外の場合		
1	アルキル水銀化合物	不検出 ¹⁾²⁾	不検出 ¹⁾	不検出 ¹⁾	不検出 ¹⁾	不検出 ¹⁾
	水銀又はその化合物	0.005 ²⁾	0.005	0.005	0.05	0.05
2	カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.09	0.3	0.3
3	鉛又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
4	有機 ^{りん} 化合物	—	1	1	1	1
5	六価クロム化合物	1.5	1.5	1.5	5	5
6	砒 ^ひ 素又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
7	シアン化合物	—	1	1	1	1
8	PCB	—	0.003	0.003	0.03	0.03
9	トリクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
10	テトラクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
11	ジクロロメタン	—	0.2	0.2	2	2
12	四塩化炭素	—	0.02	0.02	0.2	0.2
13	1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.04	0.4	0.4
14	1,1-ジクロロエチレン	—	1	1	10	10
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	0.4	4	4
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	3	3	30	30
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.06	0.6	0.6
18	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.02	0.2	0.2
19	チウラム	—	0.06	0.06	0.6	0.6
20	シマジン	—	0.03	0.03	0.3	0.3
21	チオベンカルブ	—	0.2	0.2	2	2
22	ベンゼン	—	0.1	0.1	1	1
23	セレン又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
24	1,4-ジオキサン	0.5 ³⁾	0.5	0.5	5	5
25	ダイオキシン類 ⁴⁾	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	100pg-TEQ/L	100pg-TEQ/L

注 1) アルキル水銀化合物の不検出とは、アルキル水銀化合物の検出限界0.0005mg/Lをいう。

2) ばいじん、鉍さいに適用

3) ばいじんに適用

4) ダイオキシン類は、鉍さいを除いた燃え殻、ばいじん、汚泥及びその処理物に含まれる含有量を示す。

3 一般廃棄物

種 類	内 容
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物であって産業廃棄物以外のもの 例：事務所から出る紙くず、レストランから出る残飯、剪定枝、刈草など
家庭系一般廃棄物	一般家庭の日常生活に伴い生じた廃棄物、一般家屋の解体時に所有者等が残置した廃棄物
特別管理一般廃棄物	廃家電製品に含まれるPCB使用部品、ごみ処理施設の集じん施設で集められたばいじん、感染性一般廃棄物など

産業廃棄物の処理の流れ

1 廃棄物の処理責任

～事業系廃棄物の処理責任は事業者にあります～

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。その処理を処理業者に委託する場合でも、廃棄物が適正に最終処分（埋立処分、再生など）されるまでの最終的な責任は事業者が負わなくてはなりません。（法第3条）

(1) 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。（法第11条）

産業廃棄物を適正に処理するまでは、法令に定められた産業廃棄物保管基準に従って適正に保管しなければなりません。事業者が自ら処理しなければならないというのは、事業者が自分自身ですべての廃棄物を処理しなければならないということではなく、適正に処理できる能力のある許可業者等に処理を委託することも含め、発生した廃棄物の処理に責任を負うことを意味します。

(2) 事業者が自ら処理する場合（法第12条、法第12条の2）

排出事業者が自ら処理する場合は、法令で定められた産業廃棄物処理基準に従って、処理しなければなりません。また、産業廃棄物を適正に処理するまでは、法令に定められた産業廃棄物保管基準に従って適正に保管しなければなりません。

（主な産業廃棄物処理基準）

1. 産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
2. 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
3. 産業廃棄物が地下に浸透しないようにすること。
4. 産業廃棄物の積替えや保管を行う場合は、周囲に囲いを設け、ねずみ・蚊・はえ等が発生しないようにすること。また、見やすいところに必要な事項を記載した掲示板を設置し、法令に定められた保管量、保管の高さを超えないこと。

その他

- ・ 事業場の外で建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管する場合の届出（300㎡以上の面積の保管場所に保管しようとする排出事業者）
- ・ 運搬時の書面の備え付け、運搬車外側に運搬車であることの表示
- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（特別管理産業廃棄物を生ずる事業場）

(3) 処理を委託する場合（法第12条第5項、法第12条の2第5項）

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託して処理する場合は、法令で定められた産業廃棄物委託基準に従って委託しなければなりません。

- ・ 委託廃棄物が業の許可範囲に含まれる業者への委託
- ・ 収集運搬業者、処分業者それぞれとの直接契約（二者間契約）
- ・ 書面による契約
- ・ 廃棄物に係る情報の書面での事前通知（特別管理産業廃棄物の委託時）

(4) 処理を委託する場合の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の規定（法第12条の3）

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、マニフェストを交付し、処理業者から送付されるマニフェストの写しで最終処分まで適正に処理されたことを確認しなければなりません。

(5) 委託廃棄物の処理の状況に関する確認と、処理が適正に行われるために必要な措置の実施努力の規定（法第12条第7項、法第12条の2第7項）

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

(6) 委託した処理が不適正に行われた場合の措置命令（法第19条の5、19条の6）

委託契約に従った処理やマニフェストの管理が適切に行われなかったり、(5)の規定に違反し、注意義務を怠ったりすると、不法投棄現場の原状回復等の措置命令の対象となることもあります。

(7) 多量排出事業者の規定（法第12条第9項・第10項、法第12条の2第10項・第11項）

前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）となる場合は多量排出事業者該当し、処理計画を提出する必要があります。

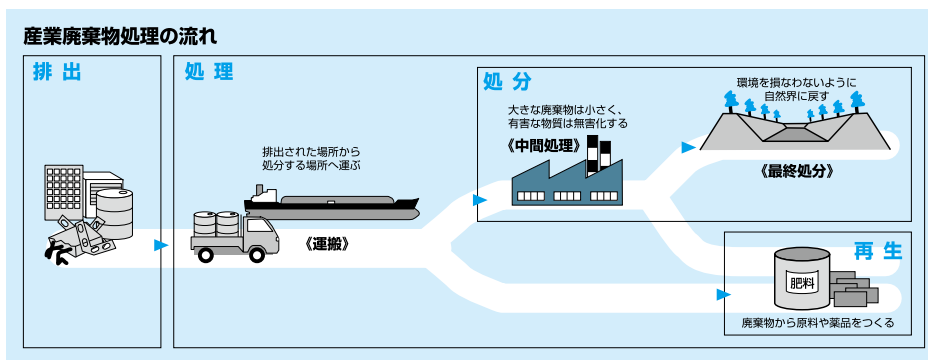
(8) 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については元請業者を排出事業者とする規定（法第21条の3）

建設工事等においては、原則として発注者から直接工事を請け負った者（元請業者）が排出事業者となります。元請業者が建設工事の下請負人に対し、建設工事に伴い発生する廃棄物の運搬又は処分の委託もする場合、下請負人は受託内容に応じて収集・運搬業又は処分業の許可を有していなければなりません。また、処理される廃棄物が産業廃棄物であれば、元請業者は下請負人と運搬又は処分の委託契約を締結し、マニフェストを交付しなければなりません。（ただし、法第21条の3第3項により、例外規定として収集運搬業の許可のない下請負人が自ら廃棄物を運搬できる場合を除きます。）

〈産業廃棄物の処理体系〉

排出事業者自ら処理（自己処理） （処理基準の遵守）		処理業者への委託処理 （委託基準の遵守）	
運 搬	処 分	収集・運搬業者 （許可制）	処分業者 （許可制）

※ 排出事業者が自ら処理する場合 → 排出事業者は処理業許可不要。
一定規模以上の施設は設置許可が必要。



2 廃棄物を搬出するまでに

事業者は、物の製造・加工・販売等について、その製品、容器等が廃棄物となった場合に、適正な処理が困難になることがないようにしましょう。

資源を大切に！

(1) 分 別

事業者は、廃棄物が発生した時点で、

- ア 産業廃棄物
- イ 特別管理産業廃棄物
- ウ 事業系一般廃棄物

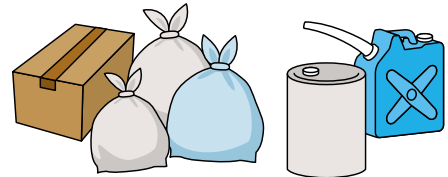


の3種類に分別して、さらに産業廃棄物などを種類別に分別してください。

また、処分先や処分の方法別に分別するだけでなく、再生利用できるものや売却できるものは、積極的に分別し、廃棄物の減量化を行ってください。

(2) 梱 包

- ① 産業廃棄物等が飛散、流出しないように、また、悪臭が漏れないように、できるだけ梱包を行ってください。

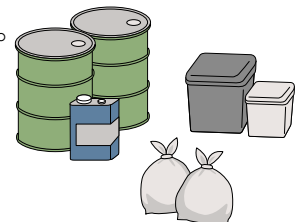


- ② 特別管理産業廃棄物は、次の事項についても必要な措置を講じてください。

ア 感染性産業廃棄物は、必ず、密閉でき、収納しやすく、破損しにくい容器に梱包してください。また、腐敗しやすい感染性産業廃棄物は、必要に応じて保冷容器等を用いて腐敗しないようにしてください。

イ 廃石綿等は、大気中に飛散しないよう、あらかじめ散水等による湿潤化を行い、耐水性の材料（厚さ0.15mm以上のプラスチック袋等）で二重に梱包してください。

ウ 廃油は、揮発しないようドラム缶等の密封容器に入れてください。



(3) 表 示

特別管理産業廃棄物は、保管中、又は運搬過程での事故等を防止するため、取り扱う廃棄物の種類・数量・性状・荷姿及び取扱注意事項を容器に表示するか、又は、当該事項を記載した文書を収集運搬業者等に交付してください。

(4) 保 管

- ① 産業廃棄物等が事業場から搬出されるまでの間、分別した廃棄物ごとに保管を行ってください。

ア 関係者以外がみだりに立ち入ることができないよう、保管の場所の周囲に囲いを設けてください。(囲いは、廃棄物の荷重、風圧力、地震力等に対し、構造耐力上安全なものではないと認められればなりません。)

イ 保管の場所に掲示板を設置してください。

ウ 積上げ高さの制限（屋外で容器を用いずに保管する場合）

(ア) 廃棄物が囲いに接しない場合

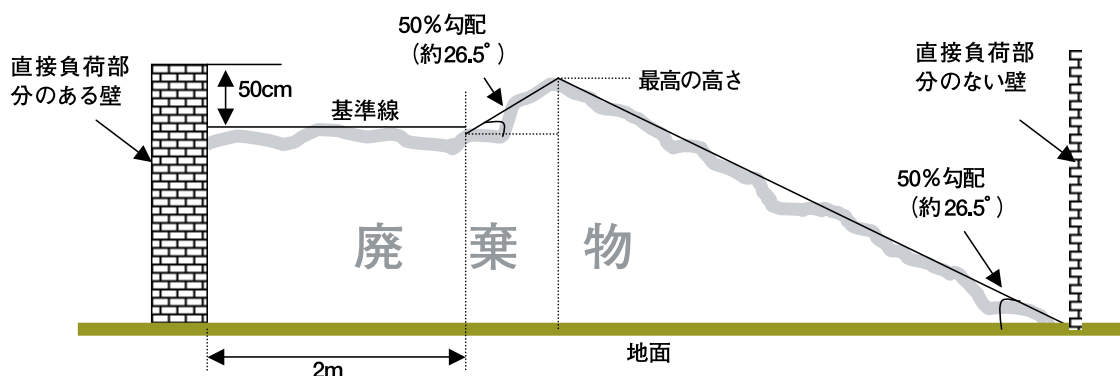
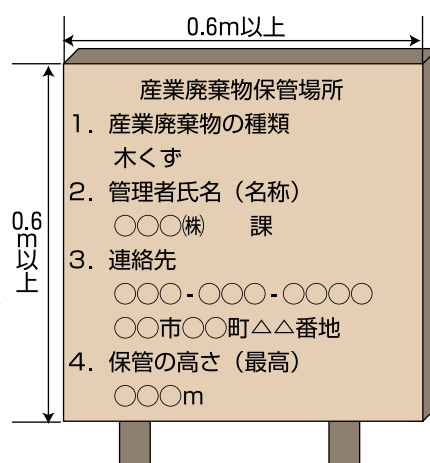
囲いの下端から勾配 50%（約26.5度）以下

(イ) 廃棄物が囲いに接する場合

囲いの内側2mまでは、囲い高さより50cmの線以下

2mを超える内側は、2m線から勾配50%以下

掲 示 板 (例)



エ 廃棄物が飛散・流出し、地下に浸透し、悪臭が発生しないようにしてください。

オ ねずみが生息し、及び蚊・はえ等の害虫が発生しないようにしてください。

- ② 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合は、①に加え次の事項についても必要な措置を講じてください。

ア 保管にあたっては、その他の物と混合するおそれのないように、仕切り等を設けてください。

イ 廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じてください。

(ア) 廃油は、揮発しないよう容器に入れ密封し、高温にさらされないようにしてください。

(イ) 腐敗するおそれのあるものは、冷蔵し容器に密封する等、腐敗防止に努めてください。

産業廃棄物収集運搬車への表示等

全国的に悪質な産業廃棄物の不法投棄が多発したことから、自己の産業廃棄物の運搬も含め走行中の運搬車が産業廃棄物を運搬していることを明らかにし、また、適正な運搬を行っているかどうかを確認することができるように、産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書面の備え付けが義務付けられています。（施行令第6条第1項第1号イ、施行規則第7条の2の2）

1 表示内容

運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、以下の事項を車体の両側面に見やすいように表示しておくこと。（車体に直接描く場合は、車体の色に同化して見づらくなならないよう、文字の色等に注意してください。）

▼ 事業者（自己運搬）の場合

- ・ 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・ 事業者の氏名又は名称

（表示例）

産業廃棄物収運車	140ポイント（約5cm）以上
○△建設株	90ポイント（約3cm）以上

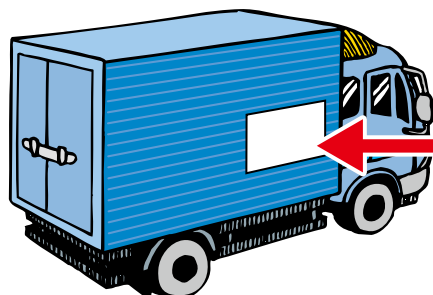
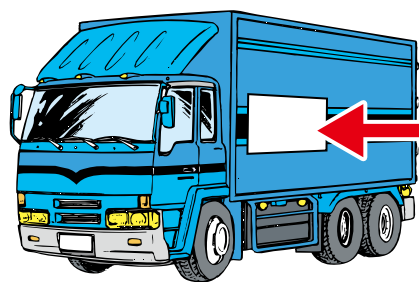
▼ 許可業者の場合

- ・ 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・ 許可業者の氏名又は名称
- ・ 許可番号下6けた（固有番号）

（表示例）

産業廃棄物収集運搬車両	140ポイント（約5cm）以上
○×陸送株	90ポイント（約3cm）以上
012345	90ポイント（約3cm）以上

※特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、「産業廃棄物」と表示して問題ありません。



車両表示は
見やすいように
表示してください

2 備え付ける書面の内容

運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、当該運搬車に以下の書面を備え付けておくこと。

▼ 事業者（自己運搬）の場合

- ・以下の事項を記載した書面
 - ✓ 氏名又は名称及び住所
 - ✓ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ✓ 運搬する産業廃棄物を積載した日、積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
 - ✓ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

▼ 許可業者の場合

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

<電子マニフェストを使用する場合>

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・電子マニフェスト加入証の写し
- ・以下の事項を記載した書面又は電磁的記録
 - ✓ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ✓ 当該産業廃棄物の運搬を委託した者の氏名又は名称
 - ✓ 運搬する産業廃棄物を積載した日、積載した事業場の名称及び連絡先
 - ✓ 運搬先の事業場の名称及び連絡先

※特別管理産業廃棄物を運搬する場合、次の事項を文書に記載し携帯すること。

（使用する運搬容器に同様の表示がされている場合を除く。）

- ✓ 運搬する特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- ✓ 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項



特管物は処理委託する前に
受託者と十分情報交換して
おかないといけないんだね。

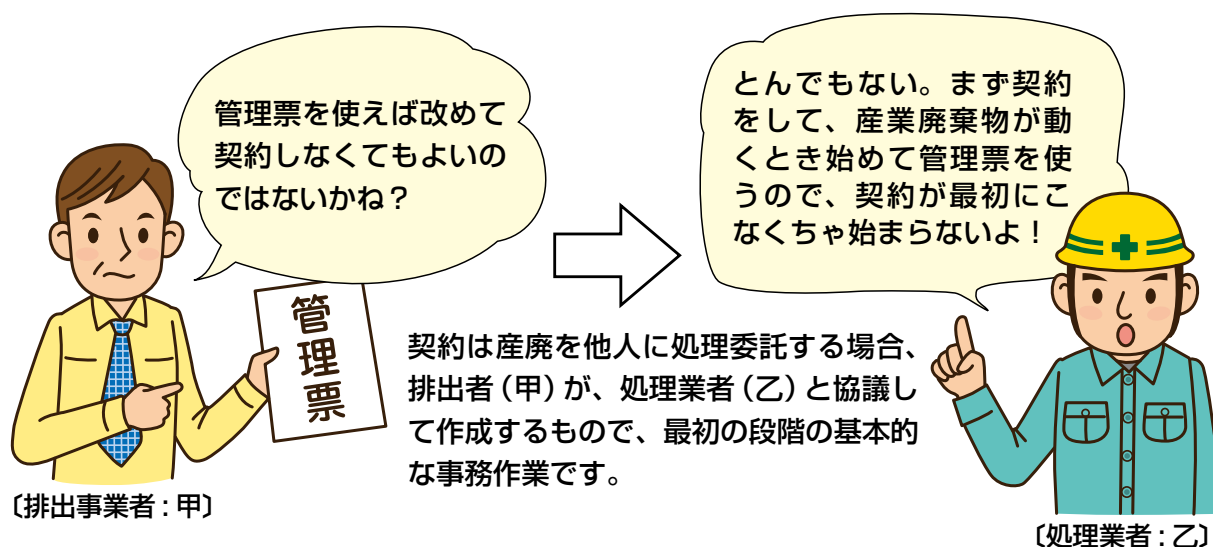


産業廃棄物の処理の委託

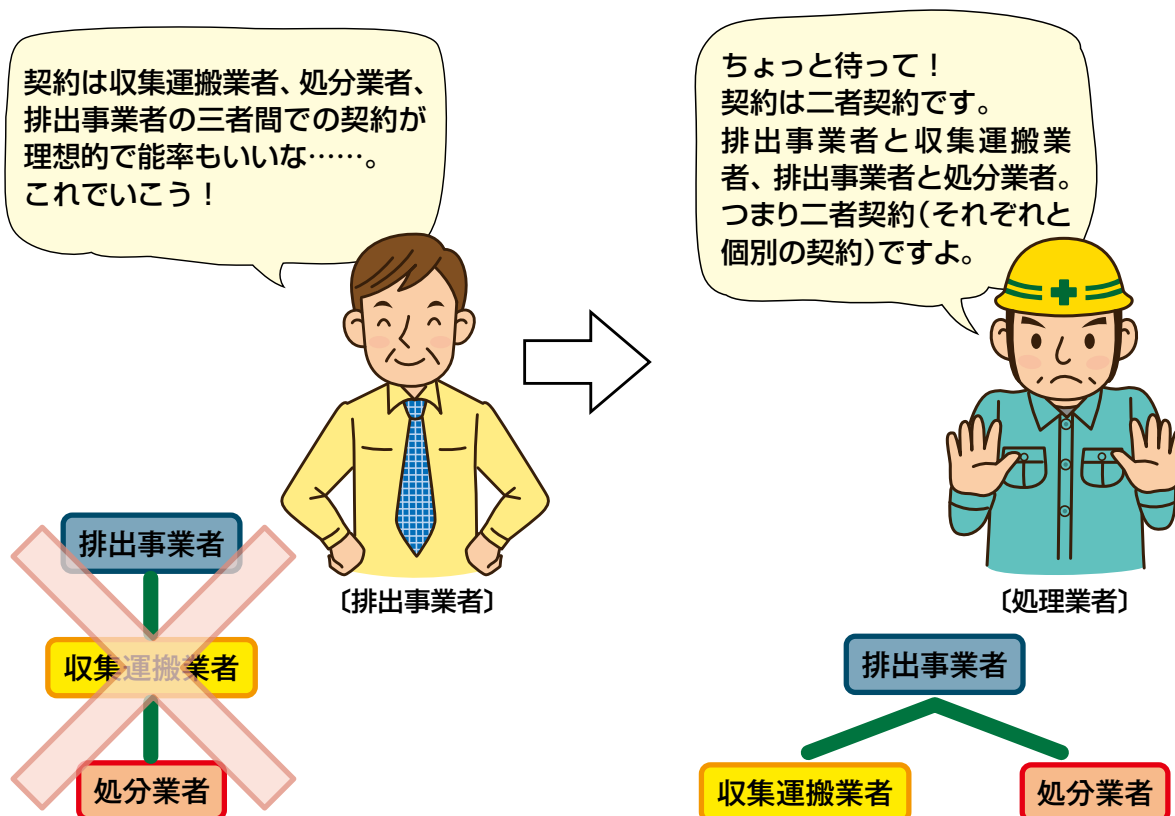
産業廃棄物の委託契約については施行令第6条の2に定める委託基準によって委託しなければなりません。また、特別管理産業廃棄物については施行令第6条の6に定める基準によって委託しなければなりません。なお契約書の保存期間は契約の終了日から5年です。

“契約（行為）は 適正処理の 出発点”

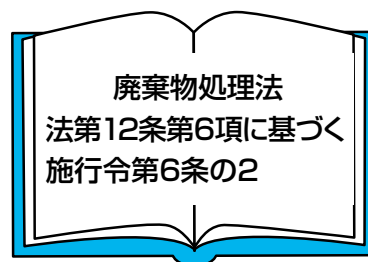
1 管理票と委託契約書の関係は？



2 二者契約か、三者契約か？

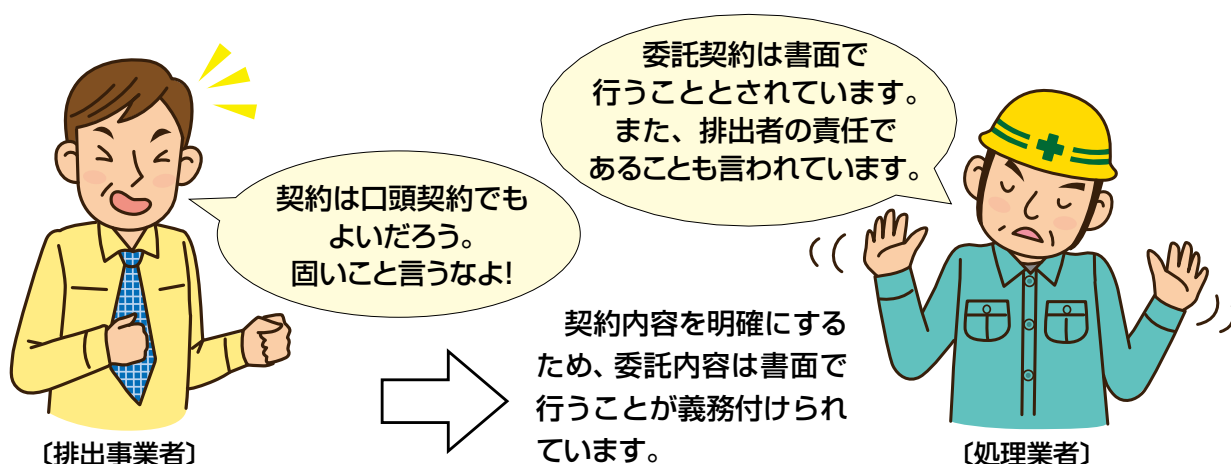


3 委託基準の法律的根拠は？



契約書は法令に規定してある記載事項がすべて記載されていれば、各種団体がモデル的に作成したものでもかまいません。

4 契約は書面で（記載内容→15ページ）



契約書の記載は適切に

液状の産業廃棄物は、原則、他の廃棄物と混合しないでください。
やむを得ず液状の産業廃棄物を車上で混合して収集運搬する場合などは、排出事業者から、混合により生ずる支障に関する情報を委託契約書に書面で添付するなど、事前に安全性を十分に確認した上で、収集運搬業者や処分業者に廃棄物処理を委託してください。

5 委託基準違反の罰則は？

最大で5年以下の拘禁刑、1000万円以下の罰金またはこれの併科に処されることがあります。
(法第25条、第26条)

チェック！ 再委託は原則禁止

産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者は、原則として自分が処理委託を受けた仕事を別の業者に任せる（再委託）ことができません。

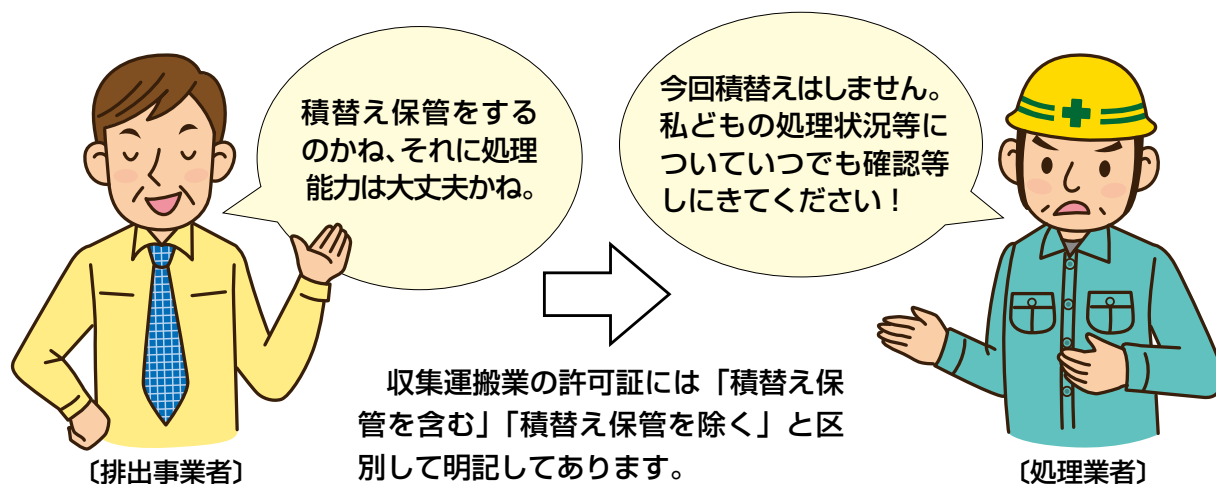
これは再委託により責任の所在があいまいになることが、不法投棄等の遠因となるからです。

排出事業者の皆さんは、収集運搬に来た業者が契約した業者か、戻ってきたマニフェストに予定されていた業者が記載されているか、十分に注意してください。

排出事業者は、どんな産業廃棄物を（種類）、どれだけ（数量）、どのように（処理方法）するのかなどについて、あらかじめ処理業者と協議し、処理委託契約を締結します。

6 事業の範囲の確認は？

受託者の許可証を確認するのは、排出事業者（委託者）の責任であり、義務です。



7 受託する相手の選定は十分審査してから

関係行政機関、協会等から情報を得るとともに、ホームページで掲載されている行政処分などの情報を参考に、相手先を決定してください。

また、必要に応じて委託先の現地確認やオンライン会議システム等を用いた現況確認を行ってください。



さんばいくん
(産業廃棄物処理業者検索)
<https://www2.sanpainet.or.jp/index.php>

富山県の産業廃棄物処理業許可業者一覧（富山市を除く）
<https://www.pref.toyama.jp/1705/curashi/kankyoushizen/haikibutsu/kj00007418/index.html>

富山市の産業廃棄物処理業許可業者一覧
<https://www.city.toyama.lg.jp/business/shokogyo/1010605/1010609/1005191.html>

委託契約書

(1) 契約書の記載事項（施行令第6条の2第4号、施行規則第8条の4の2）

契約書の運搬又は処分委託時の記載事項	
・委託する（特別管理）産業廃棄物の種類及び数量 ・委託契約の有効期間 ・委託者が受託者に支払う料金 ・受託者の事業の範囲 ・委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報 （ア）性状及び荷姿に関する事項 （イ）通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 （ウ）他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 （エ）日本産業規格C0950号に規定する含有マークの表示に関する事項 （オ）委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨 （カ）委託者が化管法の第一種指定化学物質等取扱事業者である場合で、委託する産業廃棄物に第一種指定化学物質が含まれる又は付着している場合には、その物質の名称及び量又は割合※ （キ）その他取り扱いに関する注意事項 ・委託契約の有効期間中に前項の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項 ・委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 ・契約解除時の処理されない（特別管理）産業廃棄物の取り扱いに関する事項	
運搬委託契約書の記載事項	処分委託契約書の記載事項
・運搬の最終目的地の所在地 【受託者が積替保管をする場合】 ・積替え又は保管の場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限に関する事項 【安定型産業廃棄物の場合には】 ・積替え又は保管の場所において、他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項	・処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処理能力 ・最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力

※令和8年1月1日以降に締結（更新）する委託契約書に記載を義務付け

化管法：「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」の略称

(2) 契約書に添付する書面（次のいずれかを添付）（施行規則第8条の4）

運搬に係る委託契約書	処分に係る委託契約書
・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し ・再生利用、広域処理、無害化处理等の環境大臣の認定証の写し （運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面）	・産業廃棄物処分業の許可証の写し ・再生利用、広域処理、無害化处理等の環境大臣の認定証の写し （処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面）

(3) 委託契約書は契約終了日から5年間保存しておくこと（施行規則第8条の4の3）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

- ① 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度は、産業廃棄物の適正な処理を確保するための制度であり、処理受託者が処理終了後にマニフェストの写しを排出事業者へ送付することにより、排出事業者は委託契約どおりに産業廃棄物が適正に処理されたかを確認します。
- ② 排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する際に、受託者に対してマニフェストの交付が義務づけられています。処理受託者は、産業廃棄物の引き渡し時に必ず排出事業者のマニフェスト交付担当者に、廃棄物の種類や運搬先毎に必要な事項を記載してもらった上で、マニフェストを交付してもらってください。たとえサービスの一環であっても、処理業者が排出事業者に代わってマニフェストを記載してはいけません。
- ③ 排出事業者、処理受託者は、マニフェストの控えや写しを5年間保存しなければいけません。
- ④ 排出事業者は、事業場以外の場所にマニフェストの写しを保存することは差し支えありませんが、都道府県等による立入検査の際に速やかに検査を受けることができるようにマニフェストを管理して下さい。
- ⑤ 排出事業者は、事業場ごとに前年度に交付したマニフェストに関する報告書を作成し、毎年6月30日までに都道府県知事等に報告しなければなりません。（様式第3号）
（ただし、電子マニフェストを利用して交付した分に関しては、情報処理センターが集計して報告を行うため、事業者の都道府県知事等への報告は不要です。）
- ⑥ マニフェストの交付義務違反者や虚偽の記載等違反者については、措置命令や罰則（1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）の対象となります。



マニフェストの交付は排出事業者の義務！

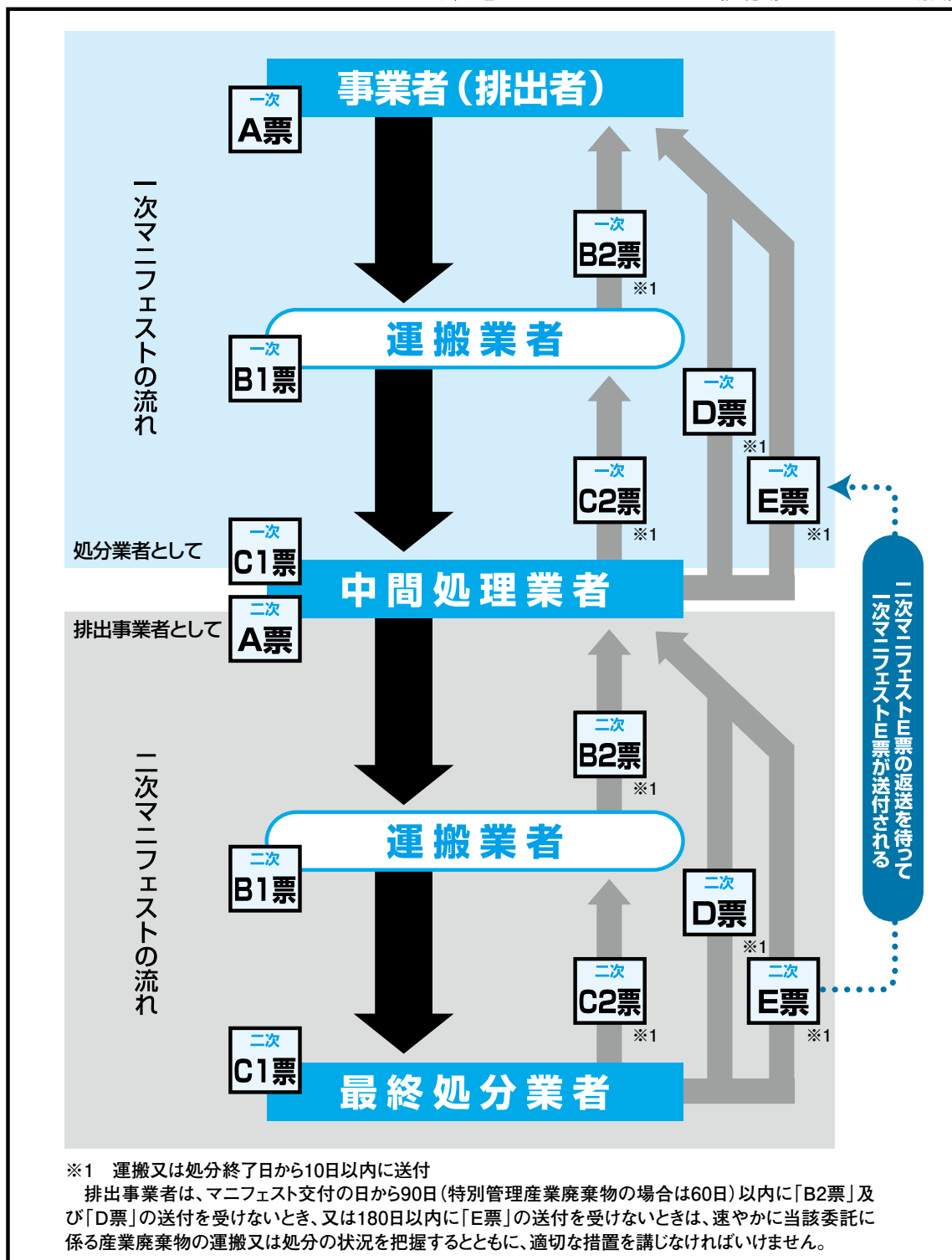
産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書

多量排出業者に該当する場合は、当該事業所に係る産業廃棄物の減量その他処理に関する計画を作成し、報告しなければなりません。さらに翌年度には提出した計画の実施状況について報告しなければなりません。

【多量排出事業者】前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン以上（特別管理産業廃棄物については50トン以上）である事業場の設置者

マニフェストの流れ

(直行用マニフェストの場合)



「一次」と「二次」の違いは？

「一次マニフェスト」は、排出事業者が書き起こすものです。

「二次マニフェスト」は中間処理業者が書き起こし、中間処理で発生した産業廃棄物の処理残さが、どの排出事業者の産業廃棄物に由来するものか、明確にするために必要となるものです。

A 票 排出事業者の保存用

B1 票 運搬業者の控え

B2 票 運搬業者から排出事業者に送付され、運搬終了を確認・保存

C1 票 処分業者の保存用

C2 票 処分業者から運搬業者に送付され、処分終了を確認・保存

D 票 処分業者から排出事業者に送付され、処分終了を確認・保存

E 票 処分業者から排出事業者に送付され、最終処分終了を確認・保存

産業廃棄物管理票 A 票										
交付年月日	令和 年 月 日	交付番号	2001046115	3%	整理番号	必要に応じて記入	交付氏名	氏名	事業者の氏名、名称でなく担当者の氏名	
事業者 (排出者)	氏名又は名称 ○ ○ 会 社				事業場 (排出事業場)	名称 排出工場・現場の名称を記入する				
	住所〒 電話番号					所在地〒 ○○○-○○○-○○○ 電話番号○○○-○○○-○○○				
排出事業所の本社、事務所(個人は住所)					○○市○○町					
産業 廃 棄 物	☒ 種類 (普通の産業廃棄物) ☐ 種類 (特別管理産業廃棄物)				数量 (及び単位)		荷姿 (具体的に)			
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)				t, kg, m ³ , l		バラ、ドラム缶、ポリ容器			
	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 引火性・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害)									
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉱さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害)									
	☐ 0400 廃酸 ☒ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害)									
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害)									
	☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害)									
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)									
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等									
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不燃物 ☐ 7421 廃石綿等									
☐ 1000 動植物性残さ ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 7423 鉱さい(有害)										
☐ 1100 ゴムくず										
中間処理 産業廃棄物										
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり 一次マニフェストの場合は斜線を引く ☐ 当欄記載のとおり 二次マニフェストの場合は一次マニフェスト交付者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号を記入する。多い場合は別途帳簿に記入する。										
最終処分 場所										
名称/所在地/電話番号 市町村名を記入(所在地)。中間処理を委託する場合であっても最終処分業者名を委託契約書により記載すること。中間処理委託で、一部が再生され、その余の部分が埋立される場合は、その最終処分の場所を記載すること。										
運搬受託者										
氏名又は名称 産廃太郎又は産廃(株)					名称 ○○処分場					
住所〒 電話番号					住所〒 電話番号					
事業者が管理票を交付する際、契約書に基づき記入する					契約書に基づき事業者が記入する					
処分受託者										
氏名又は名称(中間処理又は最終処分業者名) 産廃太郎又は○○(株)					名称 ○○積替所					
住所〒 電話番号					住所〒 電話番号					
事業者が管理票を交付する際、契約書に基づき記入する					契約書に基づき事業者が記載する。直行用では斜線を引く。					
運搬の受託										
(受託者の氏名又は名称) ①					受領印		運搬終了年月日 令和 年 月 日		有価物拾集量 数量(及び単位) ③	
処分の受託										
(受託者の氏名又は名称) ④					受領印		処分終了年月日 令和 年 月 日		最終処分 ⑥	
最終処分を行った場所										
名称/所在地/電話番号(委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) ⑦										
(直行用)										
発行元：公益社団法人全国産業資源循環連合会										
照合確認										
B2 票 令和 年 月 日										
D 票 令和 年 月 日										
E 票 令和 年 月 日										

- ※1 ①は運搬担当者が記入し、その他は排出者が契約に基づき記入する。 管理票の写しのB2、D、E票が戻ったとき排出事業者が記入する。
- ※2 ②～⑦については網掛けの枠になっているのでA票では記入せず、収集運搬業者、処分業者がそれぞれ記入することになる。
- ※3 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等については、備考・通信欄の該当箇所に「✓」を記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

報告様式及び記入上の留意事項

(1) 報告様式

様式第3号

(2) 記入上の主な留意事項

- ア 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入します。
- イ 業種には日本標準産業分類の中分類を記入します。
- ウ 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、含まれるものと含まれないものに分けて記入します。
- エ 排出量の単位は「トン」で記入します。廃棄物の種類ごとの「トン」への換算例は(3)を参照してください。
- オ 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入します。

記入例

様式第3号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 9 年度）

令和 9 年 6 月 30 日

都道府県知事 ○○ ○○ 殿
(市長)

報告者
住 所 **県**市*****
氏 名 ○○建設株式会社 代表取締役 ○○ △×
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項の規定に基づき、令和 8 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称				業 種					
○建設株式会社 富山事業所				06 総合工事業					
事業場の所在地				電話番号					
富山市○○町○○番○				○○○-○○○-○○○○					
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	0.62	10	*****	㈱凹凸運輸	○県**市 ○町××	*****	㈱××環境	△県××市 **町○
2	がれき類	10	20	*****	㈱○○運送	××県□□市 ○▽町**	*****	△□㈱	○*県○市 ×□町□○
3	木くず*	20	5	*****	㈱○○運送	▽□県○×市 *町○	*****	△□㈱	
4	引火性廃油	2	1	*****	○産業㈱	×○県*○市 ▽△町□×	*****	㈱☆☆	
5									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

(3) 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）1m³当たりのトン数 (t/m³)

産業廃棄物の種類	係数	産業廃棄物の種類	係数
燃え殻	1.14	金属くず	1.13
汚泥	1.10	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
廃油	0.90	鋳さい	1.93
廃酸	1.25	がれき類	1.48
廃アルカリ	1.13	動物のふん尿	1.00
廃プラスチック類	0.35	動物の死体	1.00
紙くず	0.30	ばいじん	1.26
木くず	0.55	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
繊維くず	0.12	建設混合廃棄物	0.26
動植物性残さ	1.00	廃電気機械器具	1.00
動物系固形不要物	1.00	感染性産業廃棄物	0.30
ゴムくず	0.52	廃石綿等	0.30

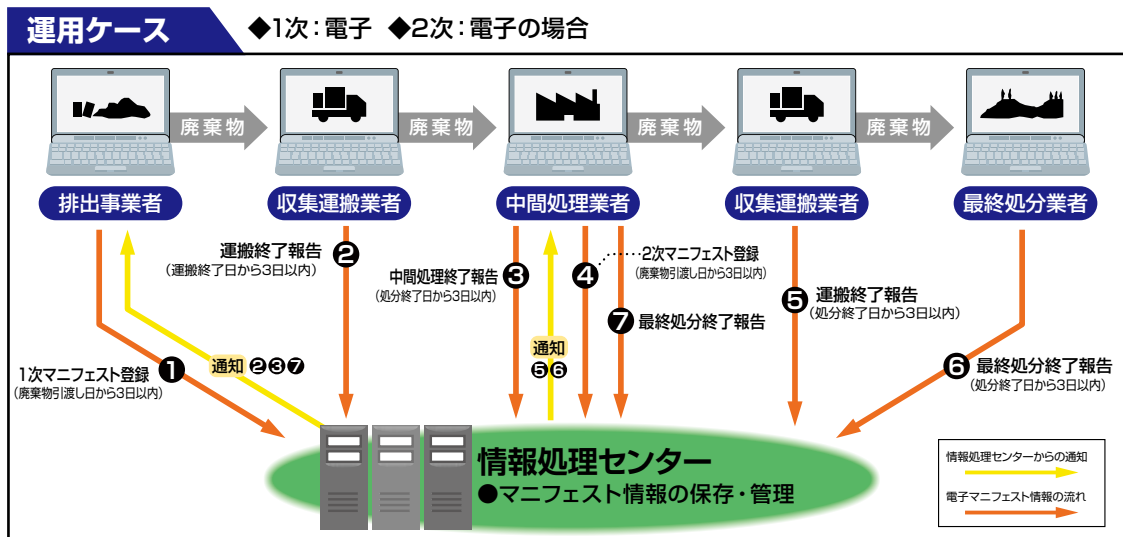
電子マニフェスト

1 「電子マニフェスト」システムとは？

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。情報処理センターは、法第13条の2の規定に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが全国で1つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っています。

2 電子マニフェストの運用

排出事業者から中間処理業者を経て最終処分される場合の電子マニフェスト運用の流れは、下図のとおりです。



※ (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター (情報処理センター) 提供

3 電子マニフェストの特徴・導入のメリット

(1) 事務処理の効率化

- ・パソコンや携帯電話により、マニフェスト情報を簡単な入力操作で登録・報告できます。
- ・マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存するため、マニフェストの保存が不要です。
- ・パソコンで廃棄物処理の状況を簡単に把握・確認できます。
- ・マニフェスト情報はダウンロードして自由に活用できます。
- ・マニフェスト交付等状況報告に関する行政報告が不要です。

(2) 法令の遵守

- ・マニフェストの記載漏れがありません。
- ・排出事業者がマニフェスト登録しないと、流れがスタートしません。
- ・排出事業者の処理終了確認期限が近づくと自動的に確認して、排出事業者に注意喚起します。

(3) データの透明性

- ・マニフェスト情報は第三者である情報処理センターがデータを管理・保存しています。
- ・マニフェスト情報の変更・取消等の履歴をシステムが管理しています。

電子マニフェストの使用義務化について

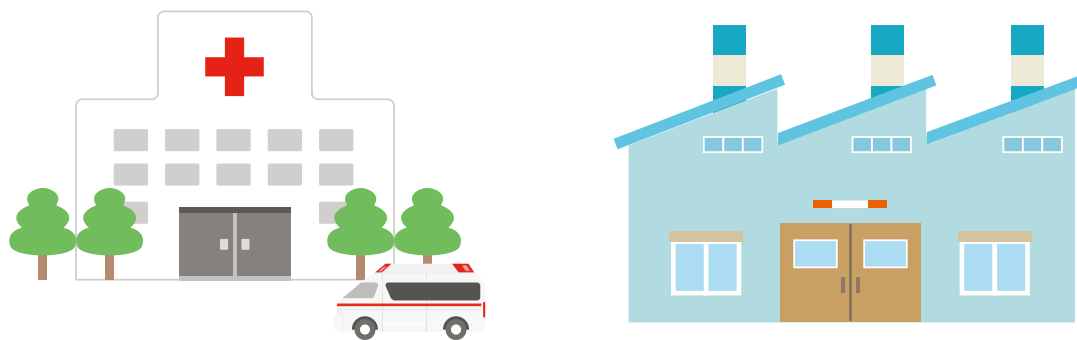
1 電子マニフェストの使用義務化

令和2年4月から、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者を対象に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、電子マニフェストの使用が義務付けられています。

（法第12条の5第1項）

2 対象

令和9年度の義務対象になるのは、令和7年度において**特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上**の事業場を設置している排出事業者となります（前々年度の発生量が基準になります。）。



3 電子マニフェストの登録が困難な場合

以下のようなやむを得ない理由で、電子マニフェストの登録が困難な場合は、紙マニフェストを交付してください。紙マニフェストを交付した場合は、マニフェストの備考・通信欄にその理由を記入する必要があります。

▼情報処理センターへの電子マニフェストの登録が困難と認められる場合

- (1) 義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合
- (2) 離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合
- (3) 常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

帳簿の記載

1 帳簿作成の必要性

次の事業者、処理業者は、(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに、その処理状況を記載した帳簿を作成することが法で定められています。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者（法第14条第17項、施行規則第10条の8）
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者（法第14条の4第18項、施行規則第10条の21）
- (3) ・事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために、産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者
・事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
・二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例（法第12条の7第1項）の認定を受けた者（法第12条第13項、施行令第6条の4、施行規則第8条の5）
- (4) 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者（法第12条の2第14項、施行規則第8条の18）
- (5) 有害使用済機器保管業者等（施行規則第13条の12）

2 帳簿の記載事項と記載期限

帳簿の記載事項、記載期限については次のように定められています。

また、帳簿の様式については定められておりませんので、必要な事項を満たしていれば経営の実情に即した独自の様式で帳簿を作成することが可能です。

(1) 産業廃棄物収集運搬業者・処分業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者

区分	記載事項	記載期限
収集又は運搬	1. 収集又は運搬年月日	翌月末まで
	2. マニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付日より10日以内
	3. 受入先ごとの受入量	翌月末まで
	4. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	
	5. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	
運搬の委託	1. 委託年月日	翌月末まで
	2. 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	
	3. マニフェストごとの交付年月日及び交付番号	(特別管理)産業廃棄物の引渡しまで
	4. 運搬先ごとの委託量	翌月末まで
処分	1. 受入れ又は処分年月日	翌月末まで
	2. 交付又は回付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付日より10日以内
	3. 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	翌月末まで
	4. 処分した場合には、処分方法ごとの処分量	
	5. 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量	
処分の委託	1. 委託年月日	翌月末まで
	2. 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	

	3. 交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	(特別管理)産業廃棄物の引渡しまで
	4. 交付したマニフェストごとの、交付又は回付された受け入れた(特別管理)産業廃棄物に係るマニフェストの交付者氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	5. 交付したマニフェストごとの、受け入れた(特別管理)産業廃棄物に係る施行規則第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	
	6. 情報処理センターへの登録ごとの、交付又は回付された受け入れた(特別管理)産業廃棄物に係るマニフェストの交付者氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	7. 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた(特別管理)産業廃棄物に係る施行規則第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	
	8. 受託者ごとの委託の内容及び委託量	翌月末まで

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、区分に応じそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

(2) 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者

イ 処分年月日

ロ 処分方法ごとの処分量

ハ 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

(3) 産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者及び特別管理産業廃棄物を生ずる事業者

区分	記載事項	記載期限
運搬	1. 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	翌月末まで
	2. 運搬年月日	
	3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	
	4. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	
処分	1. 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地	翌月末まで
	2. 処分年月日	
	3. 処分方法ごとの処分量	
	4. 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量	

3 帳簿の備付け・閉鎖・保存

帳簿の備付け、閉鎖、保存については、以下のように定められています。

(1) 帳簿は、事業場ごとに備え、各区分毎に定められた期限までに記載を終了すること。

(2) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。

(3) 帳簿閉鎖後は、事業場ごとに5年間保存すること。

また、帳簿を備えない、帳簿に記載しない、虚偽の記載をする、保存を怠ると、罰則(30万円以下の罰金)が適用されます。(法第30条)

4 帳簿の記載例

(1) 産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管なしの場合）

産業廃棄物の種類	収集又は運搬年月日	管理票交付者の氏名・名称 交付年月日 交付番号	受入量	運搬先・方法 運搬量
汚泥	R08.10.22	(株)〇〇〇 富山太郎 R08.10.22 第□□□□□□□□号	10 t	10 t ダンプ △△(株)最終処分場 運搬量10 t

(2) 産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管ありの場合）

産業廃棄物の種類	収集又は運搬年月日	管理票交付者の氏名・名称 交付年月日 交付番号	受入量	運搬先・方法 運搬量	積替え・保管場所からの搬出量
がれき類	R08.10.22	(株)〇〇〇 富山太郎 R08.10.22 第□□□□□□□□号	4 t	4 t ダンプ △△(株)積替え保管施設 運搬量4 t	
がれき類	R08.10.26			10 t ダンプ △△(株)最終処分場 運搬量8 t	搬出量8 t

(3) 産業廃棄物処分業（中間処理）

産業廃棄物の種類	収集又は運搬年月日	管理票交付者の氏名・名称 交付年月日 交付番号	受入量	処分方法 処分量	中間処理産業廃棄物（燃え殻）の持出先・持出量
汚泥	R08.10.22 (受入)	(株)〇〇〇 富山太郎 R08.10.22 第□□□□□□□□号	10 t	10 t 焼却	
燃え殻	R08.10.23 (処分)				△△(株)最終処分場 持出量：1 t 持出年月：R08.10.29

(4) 産業廃棄物処分業（中間処理）

(注：中間処理業者Aが、中間処理後の廃棄物（排出事業者B）を収集運搬Cに運搬を委託した場合）

産業廃棄物の種類	委託年月日	受託者(収集運搬業者C)の氏名・名称 住所・許可番号	中間処理業者Aが 交付した管理票の 交付年月日・交付番号	排出事業者Bの氏名 管理票の交付年月日 交付番号	運搬先 委託量
燃え殻	R08.10.22	(株)〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	R08.10.22 第△△△△△△△△号	(株)〇〇〇 富山太郎 R08.10.19 第□□□□□□□□号	△△(株) 最終 処分場 10t

(5) 産業廃棄物処分業（中間処理）

(注：中間処理業者Aが、中間処理後の廃棄物（排出事業者B）を最終処分業者Cに処分を委託した場合）

産業廃棄物の種類	委託年月日	受託者(最終処分業者C)の氏名・名称 住所・許可番号	中間処理業者Aが 交付した管理票の 交付年月日・交付番号	排出事業者Bの氏名 管理票の交付年月日 交付番号	委託内容 委託量
燃え殻	R08.10.22	(株)〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	R08.10.22 第△△△△△△△△号	(株)〇〇〇 富山太郎 R08.10.19 第□□□□□□□□号	埋立 10 t

(6) 産業廃棄物処分業（最終処分）

産業廃棄物の種類	受入又は処分年月日	管理票交付者の氏名・名称 交付年月日 交付番号	受入量	処分方法 処分量
燃え殻	R08.10.22 (受入)	(株)〇〇〇 富山太郎 R08.10.22 第□□□□□□□□号	10 t	
燃え殻	R08.10.22 (処分)			埋立 10 t

優良産廃処理業者認定制度

優良産廃処理業者認定制度とは、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産業廃棄物処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務体質が健全です。優良産廃処理業者認定制度を活用して、産業廃棄物の適正処理を進めましょう。

【排出事業者の皆さんへ】

1 優良認定業者に処理委託する場合のメリット

(1) 産業廃棄物の処理に関するコンプライアンスの確保

排出事業者は、委託先の産廃処理業者を処理料金の安さだけで安易に選定せず、その産廃処理業者が信頼に値するかどうかを、自身の責任で見極める必要があります。優良認定業者は、遵法性や事業の透明性が高く、信頼できる産廃処理業者であるといえます。

また、優良認定業者が本制度に基づいて公表している、産業廃棄物処理状況や施設処理能力等の情報を十分に比較・吟味した上で、委託先を選定した場合、上記の注意義務が果たされていることを示す一つの要素として考慮されます。

(2) 環境に配慮した事業活動を行っていることをアピール

多量に産業廃棄物を排出する事業者の産業廃棄物処理計画・その実施状況報告書において、優良認定業者への処理委託量を記載することになりました。計画・報告書は公表されることから、優良認定業者への委託を積極的に行うことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできます。

2 優良認定業者の情報の入手方法

優良認定業者の情報は、産廃情報ネットで入手できます。

(<https://www.sanpainet.or.jp/>)



【処理業者の皆さんへ】

1 優良認定等を受けた産業廃棄物処理業者のメリット

(1) 許可証等を活用したPR

優良認定・優良確認を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）には、その旨を記載した許可証が交付されます。また、優良認定業者の情報は、「産廃情報ネット」や「優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんばいナビ）」等により、排出事業者等の関係者に広く紹介されます。

(2) 産業廃棄物処理業の許可の有効期間の延長

優良認定業者については、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間が延長され、7年となるため、許可の更新に関する事務負担軽減につながります。

(3) 許可申請時の添付書類の一部省略

優良認定業者については、都道府県・政令市の判断により、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請や、事業範囲の変更時の許可の申請をする際に都道府県・政令市に提出する書類のうち、一部を省略することができます。

(4) 財政投融資による優遇

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業が産業廃棄物の処理に関連する施設を取得するために必要な資金の融資を行っています（環境・エネルギー対策貸付制度）。

(5) 環境配慮契約法に基づき国等が行う産業廃棄物の処理に係る契約での有利な取扱い (平成25年3月環境省告示第18号)

(6) インターネット上で優良認定業者リストに掲載

2 優良認定業者に認定されるための基準

認定される要件	認定されるための基準（処理業者）
1 実績と遵法性	5年以上産業廃棄物処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていないこと。
2 事業の透明性	取得した許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等、一定の情報についてインターネットにより一定期間以上公表していること。
3 環境配慮の取組	ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っていること。
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステム（JWNET）に加入しており、電子マニフェストが利用できること。
5 財務体質の健全性	直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

3 優良認定業者として認定を受ける方法

- ▶ 現在受けている許可の更新の申請の時にあわせて申請します。
- ▶ 申請先は、現在の許可を受けた都道府県・政令市です。
- ▶ 申請時には、「産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準」（上記優良基準）に適合していることを都道府県等が確認するための必要書類を提出する必要があります。
- ▶ 優良認定業者として認定されると、優良マークのついた許可証が交付されます。

様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住 所	見本
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。	第14条第2第1項
都道府県知事 (市長)	印
許可の年月日	年 月 日
許可の有効年月日	年 月 日
1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること） 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 3. 許可の条件 4. 許可の更新又は変更の状況 年 月 日 (内 容) 5. 積替え許可の有無 有・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。) 市名 許可番号 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無	
備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。	

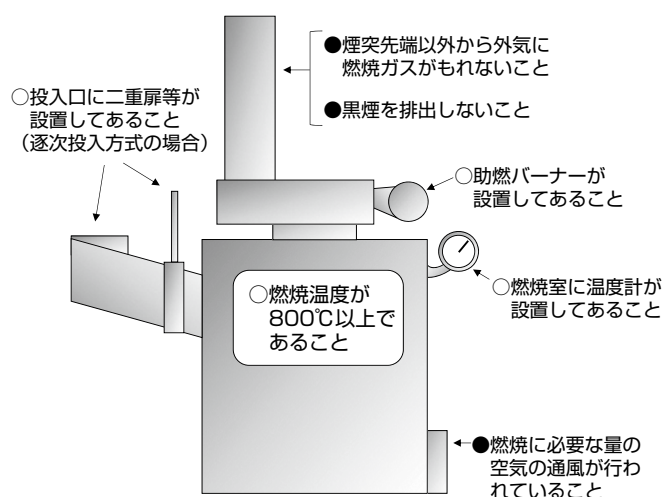
(日本産業規格 A 列 4 番)

廃棄物の投棄、野外焼却は禁止です!!

廃棄物処理法は「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定しています。また「焼却禁止の例外」を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないと規定しています。不法投棄、不法焼却をした者には、**5年以下の拘禁刑**若しくは**1000万円以下の罰金**又はその併科、法人に対しては**3億円以下の罰金刑**に科せられることがあります。また、**未遂罪**も適用されます。

野外での廃棄物の焼却については、直接罰則の対象としています。また、産業廃棄物処理業者が罰則を受けると**許可の取消処分**を受けることになります。

焼却炉でも基準を満たしていなければ燃やすことはできません。



図のような基準が守られている焼却炉でなければ燃やすことはできません。これらの基準は規模に関わらずすべての焼却炉に適用されます。一定規模以上の焼却施設の設置には許可が必要です。

産業廃棄物の種類	規模
廃プラスチック類	処理能力100kg/日を超える
汚泥	処理能力200kg/時を超える
廃油	
その他（木くずなど）	

ダイオキシンを減らすために、また黒煙や悪臭でご近所に迷惑をかけないためにも、
野外でごみを燃やすことはできません。



× 地面でそのまま

× ブロック積み

× ドラム缶

× 一斗缶類

× ドラム缶に

煙突が付いた程度

ただし、日常生活を営む上での軽微な焼却は例外とされています。

PCB廃棄物の処理方法について

PCB 廃棄物は処分期間内処分が必要です。

低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は

令和9年（2027年）3月31日までです。

**お急ぎ
ください！**

1. 低濃度PCB廃棄物の例

- (1) 自家用電気工作物（トランス、コンデンサー、遮断機等）
- (2) 非自家用電気工作物（低圧コンデンサー等）
- (3) 低濃度PCB含有汚染物（汚泥、ウエス、金属等）

平成初期までに製造された古い電気機器の絶縁油は、PCBに汚染されている可能性があります。このような機器等のうち、PCB油濃度が0.5mg/kgを超え、5,000mg/kg以下（可燃性汚染物は0.5mg/kgを超え、100,000mg/kg以下）のものは、低濃度PCB廃棄物に該当します。

【自家用電気工作物の例】



【非自家用電気工作物の例】



出典：環境省「調べて適切に処分！低濃度 PCB 廃棄物」パンフレットより

2. 確認方法

電気機器等の銘板情報等から製造年を確認し、メーカーに問い合わせるか、採油可能な機器は採油し、PCB濃度を測定してください。（※計量証明事業所にご相談ください。）

使用中の機器を確認する場合は、感電事故防止のために必ず電気主任技術者にご相談ください。

3. 必要な届出

(1) 使用中の電気機器の場合

低濃度PCB含有電気工作物に該当することが判明した場合は、管轄の産業保安監督部に届出が必要です。（北陸産業保安監督部HP：<https://www.safety-chubu.meti.go.jp/hokuriku/denki/pcb/>）



(2) 保管中・廃棄物の場合

低濃度PCB廃棄物として、処理までは廃棄物処理法の保管基準に準じて適正に保管し、その年度末までに発生したもの、処理したものの状況を翌年度の6月末までに管轄自治体に届出が必要です。

なお、高濃度PCB廃棄物を発見した場合は、速やかに富山県環境政策課（富山市外の事業場）又は富山市廃棄物対策課（富山市内の事業場）にご連絡ください（連絡先：裏表紙を参照）。高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処理事業が令和8年3月31日に終了したため、新たな処理体制が整備されるまで、適正に保管していただく必要があります。

4. 処理方法

無害化認定処理事業者等へ処理を委託します。（廃棄物の種類によって処理できる事業者が異なります。環境省HP：<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>）



PCB特措法の改正について

(令和9年4月1日以降のPCB廃棄物の取扱い)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律が令和8年6月19日に公布され、令和9年4月1日以降のPCB廃棄物の取扱いについて定められました。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）の主な改正内容は次のとおりです。

1. PCB特措法の改正概要

現状・課題	改正内容
<高濃度PCB廃棄物> - 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品（廃棄物みなし）の法定の処分期間を徒過 - 令和8年3月末で中間貯蔵・環境安全事業におけるPCB処理事業が終了したが、今後、少量・散発的に発生する高濃度PCB廃棄物の取扱いを定めることが必要 <低濃度PCB廃棄物> - 低濃度PCB廃棄物の法定の処分期間内（令和9年3月末）徒過後も、低濃度PCB廃棄物は相当数発生するため、令和9年4月以降の低濃度PCB廃棄物の取扱いを定めることが必要	<高濃度PCB廃棄物> - 新たに発見される高濃度PCB廃棄物を適正に処理するため、処分期間の規定を見直し、<u>保管する廃棄物が高濃度PCB廃棄物であると判明した日から5年以内で政令で定める期間内の処分を義務付け</u> - 今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分 <低濃度PCB廃棄物> - 使用終了後の適正な処分を図るため、<u>低濃度PCB使用製品の管理基準や届出制度を創設</u> - 処分期間の規定を見直し、<u>低濃度PCB使用製品の使用を終了した日又は保管する廃棄物が低濃度PCB廃棄物であると判明した日から5年以内で政令で定める期間内の処分を義務付け</u> <施行期日> 令和9年4月1日

※ 改正後のPCB廃棄物の処分期間、低濃度PCB廃棄物の管理基準等は国において検討中

2. 新設された主な内容：低濃度PCB使用製品の届出・管理

- 低濃度使用製品所有事業者は、低濃度PCB使用製品の所有及び使用の状況、使用の場所、使用の終了の見込み等を都道府県知事に届け出なければならない。
- 低濃度使用製品所有事業者は、届出をした低濃度PCB使用製品について、政令で定める基準に従い、PCBの飛散・漏洩等がないように管理しなければならない。

3. PCB廃棄物に対する改正前後の法律の適用

処理期限（令和5年3月31日等）後に保管を開始した高濃度PCB廃棄物及び令和8年4月1日以降に保管を開始した低濃度PCB廃棄物については、改正後の法律が適用されます。

その他のPCB廃棄物（高濃度・低濃度）については改正前の法律が適用されます。

水銀廃棄物の適正処理について

水銀に関する水俣条約を踏まえ、次のとおり水銀使用製品産業廃棄物及び水銀ばいじん等の適正処理が必要です。

水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの（一部の電池、蛍光灯、水銀体温計等）です。

水銀含有ばいじん等

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったもので、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない産業廃棄物で、次の条件に該当するものです。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、污泥	水銀を 15 mg / kg を超えて含有するもの	水銀を 1,000 mg / kg を超えて含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀を 15 mg / L を超えて含有するもの	水銀を 1,000 mg / L を超えて含有するもの

※水銀化合物に含まれる水銀を含む。

各廃棄物に関する必要な措置

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀ばいじん等については、通常の産業廃棄物の措置に加え、次の措置が必要です。

項目	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に当該廃棄物が含まれること。	
委託契約書	委託する廃棄物の種類に当該廃棄物が含まれることを明記すること。	
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に当該廃棄物が含まれること、また、その数量を記載すること。	
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に当該廃棄物が含まれることを明記すること。	
帳簿	当該廃棄物に係るものであること明記すること。	
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。	
処理の委託	・当該廃棄物の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。	
収集・運搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。	
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により水銀を回収すること。 ・安定型最終処分場には埋立は行わないこと。	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。

スクラップヤードへの規制強化について

令和8年6月19日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律が公布されました。公布日から2年6か月を超えない範囲内において施行され、使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業を行おうとする事業者は許可を受ける必要があります。許可業者には、対象物品に応じた保管や再生に関する基準の遵守や帳簿の作成が義務付けられます。

廃棄物処理法改正の背景：

スクラップヤードにおける不適正な保管・処分による環境汚染火災等の未然防止を図るとともに、適正なスクラップヤード事業者の公正な競争環境を確保し、健全な資源循環を確立する必要があります。

1. 許可の対象予定事業

<許可対象となる事業>

◆**保管**（譲渡のためのもの）

◆**再生**（切断、圧縮、破碎、選別、洗浄等、再生のために行う保管を含む。）

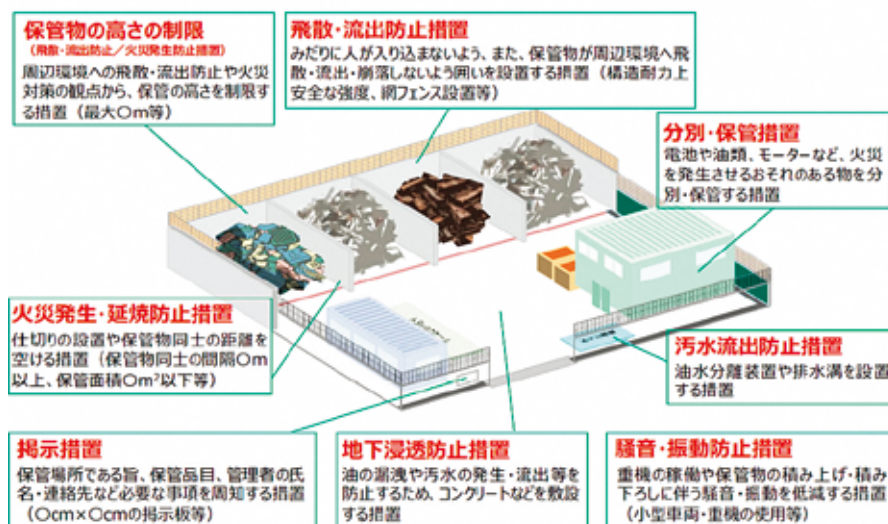


※許可を要しない者

- ①事業場の敷地面積が政令で定める面積以下である事業者
- ②国、自治体など適正かつ確実に行うことができる者
- ③完成品の製造における工程（製鉄、精錬等）の一部として行われる再生を行う者

2. 改正後の保管基準・再生基準のイメージ

スクラップヤードの保管基準・再生基準のイメージ



（出典：環境省、「スクラップヤード環境対策技術検討会について」、第1回検討会資料2、<https://www.env.go.jp/content/000427467.pdf>）

<有害使用済機器保管等届出制度の廃止>

今回の法改正に伴い、有害使用済機器（家電4品目、小型家電28品目）に関する届出制度は廃止されます。

※同届出制度の対象事業者は、新たに上記の許可制度の対象となります。

廃棄物処理法における罰則（一部抜粋）

法第25条第1項 次のいずれかに該当する者は、5年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6号	委託基準違反	法第6条の2 第6項	事業者が一般廃棄物の委託基準に違反すること。
		法第12条 第5項	事業者が産業廃棄物の委託基準に違反すること。
		法第12条の2 第5項	事業者が特別管理産業廃棄物の委託基準に違反すること。
14号	廃棄物の投棄禁止違反	法第16条	廃棄物をみだりに捨てること。
15号	廃棄物の焼却禁止違反	法第16条の2	廃棄物を(特別管理)一般廃棄物処理基準、(特別管理)産業廃棄物処理基準に従わず焼却すること。

法第26条第1項 次のいずれかに該当する者は、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1号	委託基準違反	法第6条の2 第7項	事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、施行令で定める基準に従わないこと。
		法第12条 第6項	事業者が(特別管理)産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、施行令で定める基準に従わないこと。
		法第12条の2 第6項	
	再委託基準違反	法第7条 第14項	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が他人に収集運搬又は処分を委託すること。
		法第14条 第16項	(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者又は(特別管理)産業廃棄物処分業者が他人に収集運搬又は処分を委託すること。又は、再委託する場合において再委託基準に従わずに委託すること。
		法第14条の4 第16項	
6号	廃棄物の投棄禁止違反・焼却禁止違反・目的の収集・運搬禁止違反	法第16条	廃棄物を不法に投棄する目的で収集又は運搬をした者
		法第16条の2	廃棄物を不法に焼却する目的で収集又は運搬をした者

法第27条の2第1項 次のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

1号	産業廃棄物管理票虚偽の記載等違反	法第12条の3 第1項	産業廃棄物管理票を交付せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付した場合
2号		法第12条の3 第3項前段	管理票交付者に管理票の写しを送付せず、又は規定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した運搬受託者
3号		法第12条の3 第3項後段	処分委託者に管理票を回付しなかった運搬受託者
4号		法第12条の3 第4項第5項	管理票の写しを管理票交付者に送付せず、若しくは規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した処分受託者
4号		法第12条の5 第6項	中間処理産業廃棄物について、管理票の写しを管理票交付者に送付せず、若しくは規定する記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した処分受託者
5号		法第12条の3 第2項第6項第9項第10項	管理票又はその写しを保存しなかった管理票交付者、運搬受託者、処分受託者

6号		法第12条の4	第1項	受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を交付した産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者
7号	産業廃棄物管理票虚偽の記載等違反	法第12条の4	第2項	管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた運搬受託者又は処分受託者
8号		法第12条の4	第3項	受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票の送付又は報告した運搬受託者又は処分受託者
		法第12条の4	第4項	受託した産業廃棄物の最終処分が終了した旨の管理票の送付を受けていないにもかかわらず管理票の写しを送付した処分受託者
9号	電子管理票虚偽登録	法第12条の5	第2項	情報処理センターに虚偽の登録をした電子情報処理組織使用事業者
10号	電子管理票報告義務違反・虚偽報告	法第12条の5	第3項 第4項	情報処理センターに報告せず、若しくは虚偽の報告をした運搬受託者又は処分受託者
11号	管理票に係る勧告の措置命令違反	法第12条の6	第3項	管理票制度違反に係る勧告に従わない者に対して行う勧告に係る措置の命令に従わない者

法第29条第1項 次のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

4号	処理困難通知義務違反・虚偽報告	法第14条 法第14条の2 法第14条の3の2 法第14条の4 法第14条の5 法第14条の6	第13項 第4項 第3項 第13項 第4項	受託した産業廃棄物の適正処理が困難となり、又は困難になるおそれがある事由として施行規則で定める事由が生じたときに、当該委託した者に書面により通知せず、又は虚偽の通知をした(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者若しくは(特別管理)産業廃棄物処分業者又はこれらの許可を取り消された者
5号	処理困難通知保存義務違反	法第14条 法第14条の2 法第14条の3の2 法第14条の4 法第14条の5 法第14条の6	第14項 第5項 第4項 第14項 第5項	受託した産業廃棄物の適正処理が困難となり、又は困難になるおそれがある事由として施行規則で定める事由が生じたときに、当該委託した者に通知した通知の写しを保存しなかった(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者若しくは(特別管理)産業廃棄物処分業者又はこれらの許可を取り消された者

法第30条第1項 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1号	帳簿備付け保存等義務違反	法第7条 法第7条 法第12条 法第12条の2 法第14条 法第14条の4	第15項 第16項 第13項 第14項 第17項 第18項	事業者及び産業廃棄物処理業者が帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しないこと。
6号	有害使用済機器保管等業者の届出義務違反	法第17条の2	第1項	有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとするとき、あらかじめ届出をせず、又は虚偽の届出をした者
7号	報告義務違反	法第17条の2 法第18条	第3項 第1項	事業者、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者が求められた報告をせず又は虚偽の報告をすること。

法第33条第1項 次のいずれかに該当する者は、20万円以下の過料に処する。

1号	事業者保管届出義務違反	法第12条 法第12条の2	第4項 第4項	事業者が事業場外で(特別管理)産業廃棄物の保管を行おうとするとき、保管をした日から起算して14日以内に届出せず、又は虚偽の届出をした者
2号	多量排出事業者の提出義務違反	法第12条 法第12条の2	第9項 第10項	多量排出事業者のうち(特別管理)産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を、都道府県知事等に提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者
3号	多量排出事業者の報告の義務違反	法第12条 法第12条の2	第10項 第11項	多量排出事業者のうち(特別管理)産業廃棄物処理計画の実施状況を都道府県知事等に報告をせず、又は虚偽の報告をした者

チェック！ 紛らわしい廃棄物の分類

(1) 廃棄物処理法の対象外

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液体状のものをいう。
対象でないもの

・気体 ・放射性物質及び放射性汚染物 ・しゅんせつ土 ・土砂

(2) 廃棄物の該当性の判断について

(「行政処分」の指針について)(令和3年4月14日付け環境省通知より))

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の実扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

①物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

②排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

③通常の実扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

④取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

⑤占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。

(3) 「専ら物」と廃棄物処理法

「専ら物」とは、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のことを言い、古紙、くず鉄、空きビン、古繊維を指します。

専ら物のみを再生目的で扱う業者(専ら業者：元来からの廃品回収業者)は、廃棄物処理業者ですが、処理業の許可を必要としません。

専ら業者に専ら物の処理を委託する場合でも委託基準により委託契約書は必要ですが、マニフェストを交付する必要はありません。

(4) 「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」

「事業系一般廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物に該当せず、公共の焼却施設で受け入れ可能な可燃物及び民間の一般廃棄物処分業許可施設で処理可能な物。

例：オフィスから排出される紙くず、生ごみ、剪定枝、不要となった木製品など。

飲食店から出る使用済み油は産業廃棄物の廃油に該当する。

不要となったプラスチック製品や電化製品、空き缶、空きビン等は産業廃棄物。

・「木くず」

ダム流木、木製家具(リース事業者から排出されるリース物品については平成20年4月1日から産業廃棄物)、剪定枝 → 一般廃棄物

建設業、木材製造業、木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係る木くず、梱包用木製パレット(平成20年4月1日から産業廃棄物) → 産業廃棄物

・「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」と「がれき類」

建設工事によるコンクリートくず → 「がれき類」

製造工程から排出される不良品等

→ 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

事業活動に伴って排出される廃石膏ボード(建設工事・製造工程からの排出など発生工程に関わらず)

→ 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

産業廃棄物Q & A

Q1

事務所の清掃を業者に委託する場合、
清掃業者を事務所から出た産業廃棄物の排出事業者としてもよいですか？

A

清掃業者を排出事業者とすることはできません。その事務所の事業者が排出事業者として処理の契約、manifestoの交付等を行う必要があります。また同様に、引越業者が排出事業者となることはできません。

Q2

排出事業者が年毎に管轄する自治体へ提出する書類を教えてください。

A

排出事業者やPCB廃棄物等保管事業者の提出義務がある書類は次のとおりです。

排出廃棄物	提出対象者	書類名	提出期限	様式
共通	紙manifesto(A票)交付事業者 (電子manifesto利用者を除く)	産業廃棄物管理票(manifesto)交付等状況報告書	6月30日	廃棄物処理法施行規則様式第3号
産業廃棄物	前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン以上である事業所を設置している事業者	産業廃棄物処理計画書		廃棄物処理法施行規則様式第2号の8
	前年度に産業廃棄物処理計画書(上記)を提出した事業者	産業廃棄物処理計画実施状況報告書		廃棄物処理法施行規則様式第2号の9
特別管理産業廃棄物	前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業所を設置している事業者	特別管理産業廃棄物処理計画書		廃棄物処理法施行規則様式第2号の13
	前年度に特別管理産業廃棄物処理計画書(上記)を提出した事業者	特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書		廃棄物処理法施行規則様式第2号の14
PCB廃棄物等	PCB廃棄物等を保管している事業者	PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	6月30日	PCB特措法施行規則様式第1号
		PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書	全てのPCB廃棄物を、自ら処分し、又は処分を他人に委託した日から20日以内	PCB特措法施行規則様式第4号

Q3

富山県の許可で富山市内の収集運搬をすることができますか？

A

産廃収運業については、富山県と富山市の両方で業を行う場合、原則※として富山県の許可のみで業を行うことができます。(※富山市で積替・保管を行う場合や富山県内では富山市のみで積み卸しを行う場合などを除く。)

Q4

自社廃棄物の保管場所でも、保管場所の看板の設置は必要ですか？

A

自社廃棄物の保管場所でも、その廃棄物が運搬されるまでの間は産業廃棄物保管基準が適用されます。(法第12条第2項、法第12条の2第2項、施行規則第8条、施行規則第8条の13)

Q5

処分先が複数になる品目を同一の収運業者に任せることは廃棄物処理法の趣旨に違反するのではないですか？

A

その複数品目が収運業者の許可の事業の範囲に含まれていて、なおかつ、産業廃棄物の各処分先の所在地の収集運搬業の許可があれば、複数の処分先に運搬することが出来ます。

Q6

複数の品目が混合した産業廃棄物を処理委託する場合、契約書の種類欄には混合廃棄物とのみ記載するのでもよいですか？

A

処理委託する産業廃棄物の中に含まれるそれぞれの産業廃棄物の種類をひとつずつ記載する必要があります。

Q7

産業廃棄物がリサイクル処理される場合は、マニフェストの最終処分の場所はどこを記入すればよいですか？

A

マニフェストでの「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分、再生をいいます。したがって、最終処分の場所はリサイクル処理施設になります。また、中間処理後に一部が再生され、その余が埋め立て処分される場合は、再生処理施設と最終処分場のいずれも記載します。

Q8

マニフェストが返送されない場合はどのようにすればよいですか？

A

処理業者は、排出事業者から受託した産業廃棄物の処理が終了したときは、その終了した処理に係るマニフェストを排出事業者にも10日以内に返送することになっています。

排出事業者（マニフェスト交付者）は、マニフェストの交付から90日（特管産廃の場合は60日）以内にB2票（運搬終了）、D票（処分終了）が返送されない場合、または180日以内にE票（最終処分終了）が返送されない場合には、委託した処理業者に問い合わせ処理の状況を確認し、適切な措置を講じるとともに、報告書を都道府県知事等に提出する必要があります。

Q9

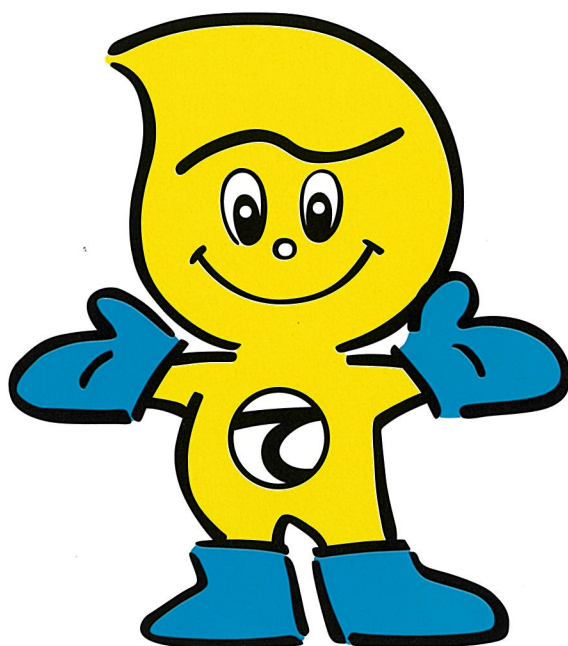
同一現場から同一物を同一業者に委託します。
数台に分けて数回排出するとき一枚の管理票でよいですか？

A

管理票は廃棄物の引渡しと同時に交付しなければならない（法第12条の3第1項）とあるので、回数ごとの交付となります。又、各廃棄物運搬車両には許可証の写し、廃棄物の種類、量等の書面の備え付けが義務付けられています。

廃棄物の処理が環境をより良くし、私たちの生活を支えています。
地域社会、家族そして自分自身に誇りを持てる仕事を！





産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

富山県環境政策課廃棄物対策係 TEL 076-444-9618
富山市廃棄物対策課廃棄物対策係 TEL 076-443-2178
(一社)富山県産業資源循環協会 TEL 076-425-8663